別表第二

府令	書類	様式
企業内容等の開示に関する内閣府令	有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいい、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この表において「財務諸表等規則」という。）、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下この表において「四半期財務諸表等規則」という。）及び中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下この表において「中間財務諸表等規則」という。）第七章の規定により、外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下この表において同じ。）又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類をいう。以下この表において同じ。）として記載するものを除く。）	第七号様式 第七号の四様式
	有価証券報告書（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいい、財務諸表等規則第八章、四半期財務諸表等規則第七章及び中間財務諸表等規則第七章の規定により、外国会社がその本国又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類として記載するものを除く。）	第八号様式 第九号様式
	四半期報告書（法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいい、四半期財務諸表等規則第七章の規定により、外国会社がその本国又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を四半期財務書類として記載するものを除く。）	第九号の三様式
	半期報告書（法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいい、中間財務諸表等規則第七章の規定により、外国会社がその本国又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を中間財務書類として記載するものを除く。）	第十号様式
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。）	第五号の二様式 第五号の四様式 第六号様式 第六号の五様式
	有価証券報告書（法第二十四条第五項において準用する同条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。）	第八号の二様式 第八号の四様式 第九号様式 第九号の五様式
	半期報告書（法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。）	第十一号の二様式 第十一号の四様式 第十二号様式 第十二号の五様式

○金融庁告示第四十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十一第二項の規定に基づき、磁気ディスクの技術的基準を次のように定め、公布の日から適用し、金融商品取引法施行令第十四条の十一第二項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件（平成十六年金融庁告示第三十四号）は、同日から廃止する。

平成二十五年八月二十日

金融庁長官　畑中龍太郎

開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）の使用に代えて磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出により電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う場合における磁気ディスクは、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一　光ディスクであって、記録方式が工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二八一及びX〇六〇六に適合する光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの

二　日本工業規格X六二四九に適合するDVDレコーダブルディスク（DVD―R）であって、記録方式が日本工業規格X六二三五に定める規格に適合するもの